

# 富山県消費者基本計画（仮称）の策定について

資料5

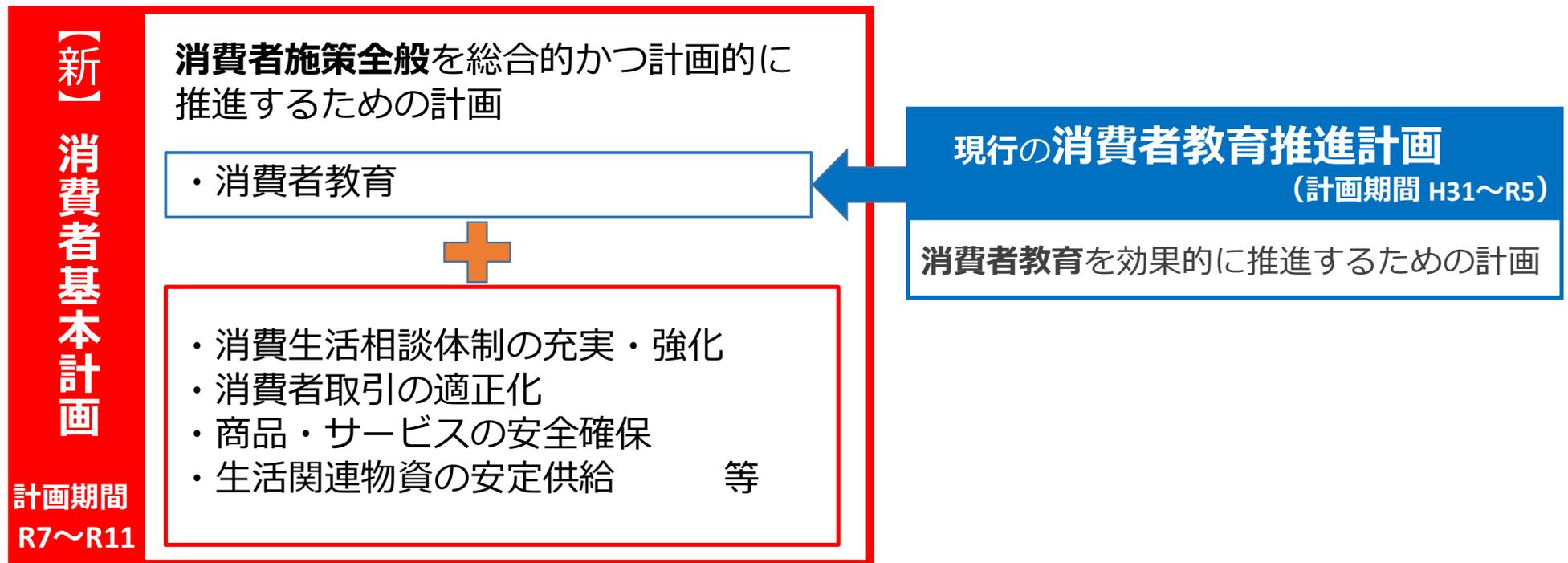
## 1 現状

- ・ 消費者教育の推進に関する法律に基づき、本県では「富山県消費者教育推進計画」を策定（H26.12策定、H31.3改定）
- ・ 地方消費者行政の充実・強化に向け、令和2年4月1日に策定された国の「地方消費者行政強化作戦2020」において「地方版消費者基本計画の策定」が政策目標の一つとして掲げられた。
- ・ 本県においても、消費者問題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を計画的に推進するため、国の消費者基本計画を参考とし地方版計画を策定する必要がある。

## 2 消費者教育推進計画を包括した消費者基本計画の策定について

**新たに策定する**本県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本計画に、これまでの消費者教育推進計画の内容を包含し、一体的に策定する。計画期間は、国の次期消費者基本計画期間と合わせて令和7年度から5年間とし、**現行の消費者教育推進計画を1年延長する。**

(イメージ図)



### 3 計画の位置づけ

- 「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」及び「消費者基本法」に基づき、県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- 「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく消費者教育推進計画

#### ■富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第4条第1項

県は、経済社会の発展に相応して、前条の基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### ■消費者基本法第4条

地方公共団体は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

#### ■消費者教育の推進に関する法律第10条第1項

都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 4 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年

## 5 策定スケジュール

令和6年度	6月～	県民意識調査等
	11月	消費生活審議会に諮問 消費生活審議会開催①（意識調査等結果、骨子案の審議）
	2月	消費生活審議会開催②（素案の審議）
	3月	パブリックコメントの実施
令和7年度	5月	消費生活審議会開催③（計画案の審議） 答申 計画策定

# 〈参考〉

